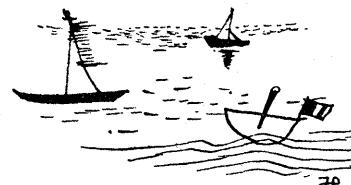


教育の一環としての 保育目的の一考察

— 2 —



吉岡千秋

か。

私は、教育の目的——保育の目的——を二つの要因に分割して考えて見たい。

即ち、それは教育の目的——保育の目的——に於ての、不變的要因と可變的要因とである。

そして、この不變的要因と可變的要因との関係は、水素分子と酸素分子との関係にも相似しているであろう。即ち我々は水素分子のみを以てしては、以何にそれを考究しようとも、水の何たるかを完全に究明する事は出来難いし、同様に酸素分子の究明も又、水の理解へは我々を導いてはくれない。

又相対主義も、我々はその何れにもくみをする事が出来ないと同じ様に、その何れを否定し去る事は出来ないのである。

即ち、我々は絶対不變の教育目的を考える事も許されないし、猫の目の變るが如き教育目的の下に於ては、如何なる教育者も又安住する事が出来ないのである。

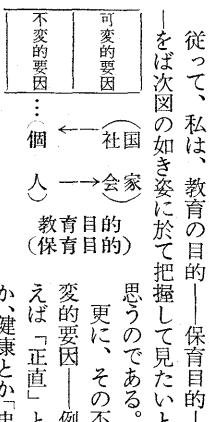
今日会して、明日革むる如き教育の世界に於ては、果して教育者は、安んじて若き世代の教育に専念する事が出来るであろうか。絶対に出来得ないに違いない。

然らば、我々は教育目的——保育目的——を如何なる形の下に於て考えるべきであろう

は始めて、十分なる教育目的——保育目的——の理解に到達する事が可能である。

即ち、その一面、例えば不變的要因に着目する時には、勢い教育目的——保育目的——の普遍主義、乃至は絶対主義の立場を取らざるを得ないであろうし、他の面、即ち、可變的要因のみに着目する時には、普遍的、絶対的な教育目的——保育目的——をば考究する事が不可能になつてくるわけである。

従つて、私は、教育の目的——保育目的——をば次図の如き姿に於て把握して見たいと思つのである。



即ち、我々はその不變的要因を以てしてとか「勇敢な人」とかの如き——はおもに、国家、社会に關係しているという事は出来ないであろうか。然し、それらは、相互に独立して考えられるのではなくして、相互に關聯し、相互に作用し合つて、不即不離の状態にあるという事が出来ると思うのである。

さて、最後に我々は、教育目的の中に於ての保育目的について、その特殊性に就いて簡

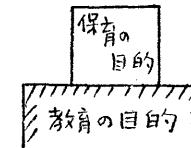
單に考えて見たいと思う。

保育の目的は、当然教育の目的の圈外に於て考へる事は出来ない。しかし、保育は広い意味に於ての、教育のわくのうちにある以上、保育の目的はさらに具象性を帶びて来なければならない。

即ち、我々は教育の目的と保育の目的とを

上図の如き関係に於て把える事が許されるであろう。

第二圖 即ち、保育の目的 は、教育の目的の基礎の上に考えられなければならない。



若くは更に第三圖の如き意味に於て、即ち教育の目的の内部に於て、保育の目的は把えられなければならない。

そこで我々は保育の目

的の考察に於て、その性格をさらに次の様に追求して行つて見たいと思うのである。

前述した如くに、保育は幼児を対象とした人間教育であるという保育の基本的な乃至は本質的な性格よりして、それは必ず最もそれと類似的性格を有する小

学校に於ける教育の目的と比較考査して見る

事によって、その特色をよりよく理解する事が出来るのであるまいか。

小学校に於ける教育目的は、あらためてここで説明するまでもない如く、学校教育法（

学校教育法、第二章小学校、第十七条）にそ

れを求める事が出来る。即ち、それによると、

小学校の学校教育の目的は、児童に対して初等普通教育を課すのを目的としているのであ

る。

（学校教育法、第二章小学校、第十七条、
小学校は心身の発達に応じて 初等普通

教育を施す事を目的とする。）

それは中学校が中等普通教育を施し、高等

学校が高等普通教育を施すのを目的としているとの対比する訳である。

即ち、小学校は中学校や高等学校と同様に普通教育を、然も初等普通教育を施すのを目的としているのである。

幼稚園は小学校や中学校と異って、義務教

育ではないのである。即ち、幼稚園に於ける

教育といふものは、「邑に不学の戸なく、家に

不学の人なからしめん」としての教育ではないのである。

即ち、国民全部へ課するという意味に於て

の、所謂「普通教育」ではないのである。

然し、幼稚園に於ける教育は、その意味に於て、決して「普通教育」ではないのであるが、それは他日幼児が成長の暁に入学するであろう小学校への基本的なものではなければならぬ訳である。

然し、ここでさらに注意しなければならない事は、幼稚園乃至保育所は現在の我が国の段階では未だ義務教育ではないという事である。その意味に於て、幼稚園の教育は、小学校へ入学する為の準備教育、若くは予備教育では決してないである。

それはあくまで人間教育の最も基本的なものでなければならないのである。

即ち、保育は人間教育に於ける最も基礎的な陶冶である所に、その根本的な特色を有するものと私は考へたのである。言葉の僅かな相違ではあるが、基礎的陶冶であると私は考へたいのである。

更に、保育は周知の如く、決して早くから幼児達への特殊な芸能などを教え込んで行くという如き、天才教育や、英才教育や、芸能教育では決してないのである。

*幼稚園へ歌を習いに行つたり、ピアノを習いに行つたりするものと考へてはならない。幼稚園は踊りのケイコ場でもなければ、ピアノのレッスン場でもないのである。

ある。

その様な天才教育や、芸能教育は、その子供の可能性の範囲に於て出来るだけ早くから始めるがよいという事は識者の考える所であるが、保育は決してその様な幼児の特殊の才能を啓発する事ではないのである。

その意味に於て、保育は小学校や中学校と一連の深いつながりを持つ所の普通教育に外ならないのである。

即ち、幼児の教育は、他の天才教育や芸能教育などと比較して考える時、それはどこまでも幼児の調和的発展を狙い、それはどこまでも幼児の教育の普遍性を重んじる筈である。

周知の如くに、ジョン・ロックは幼児の心を白紙にたとへ、教育者はそれに筆を下す書家に乃至は画家になぞらへた訳であるが、その意味に於ては、保育は、書家が筆を下すための地均しにも匹敵して考える事が出来るのであるまい。

その意味に於て、保育を「基礎的」なものとして、その特色を指摘して置きたい。

同じく、それと極めて相似した意味を有するであろうが、何れの方にも備らないといふ意味に於て、普通性もその特色として指摘する事が出来るのであるまい。

六

教育は人間にのみ許された一つの権利であるといった風の考え方の方は多くの人々の「人間」への一つの定義づけとしてとりあげられていいのはすでに周知の通りであると思う。

例えば、カントは人間を唯一の教育的存在として考へているが如きである。實に教育こそは人間の特權でもあると言ひ得るであろう。

さればこそ、日本国憲法に於ては、人が教育をうける事をば一つの権利として示してある事は周知の通りである。

* 日本国憲法、第二章国民の権利及び義務（第二十条）すべて国民は法律の定める

ところにより、その能力に応じて、ひと

しく教育を受ける権利を有する。

人間は、教育によって、文化を千年の後に伝える事が可能であると同時に、新しい文化を創造発展し、人類の向上を図る事が考えられる訳である。

しかし、茲に一言で「教育」という言葉で片付けてしまう事が出来るわけであるが、物

事に於ては、高低单複様々なものが考えられる事であるが、茲に考へられる幼児の教育であるところの「保育」は如何に考へるべきであるか。

即ち、物を教え込むところの、所謂読み書き、算を中心として考へられる知識教育や、

諸々の技術を教え込んで行くことを主眼とする技術教育（乃至専門教育）や、等々と比較して考へて見る時に、我々は保育をどの様に特色づける事が出来るであろうか。

それらのものと比べて、保育を考へて見た時に、私は保育をあらゆる教育の中での最も原本的なもの、さらに極言するならば、最も低次的な動物的、訓練的なものとして考へることが許されるのであるまい。

即ち、保育の大きな目的の一つは、基本的習慣の学習であるが、この習慣のかくとくといた如き事柄は、單に知的に、伝達的に學習させ得るものではなくて、殆んど盲目的に反射的に、くり返しくり返し一定の型にはまつた行動形体を身につける所に、習慣の習慣たる特色があり、それは一度學習されてしまうと知性以前の問題である。

その様なものは、幾回となくくり返し行為するところに、その學習方法があるわけであつて、訓練的な、パフォーマンスの所謂条件反射的なところに、その特色があるわけである。その意味に於て、私は保育を教育の最も原始的な形態として考へる事が許されるのではないかと思うのである。

（完）
（浪速短期大学）